

**三重県とのパートナーシップ宣誓制度の連携協定の締結について**

茨城県は、令和元年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」※を導入しました。

※「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは、婚姻制度とは異なり、一方又は双方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にある2人が、そろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。

現在、パートナーシップ宣誓制度については、全国250以上の自治体で制度の導入が進み、人口カバー率では60%を超えた一方、他の自治体に転出する際には、転入先の自治体に出向き、始めから宣誓をやり直す必要があり、第三者によるアウティングを誘発するおそれがあるなど、当事者の負担が大きくなっています。

このため、大井川知事は、本年7月の全国知事会において、制度の自治体間連携を提案し、制度導入済の府県知事に対し直接働きかけを行いました。

その結果、昨年8月に都道府県間では全国初となる佐賀県との連携協定締結を皮切りに、11月には岡山県笠岡市及び鹿児島県指宿市と、12月には人的・経済的な結び付きの強い隣接する栃木県及び群馬県と連携協定を締結しました。

さらに、今般、三重県との間で、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

今後とも、意欲的な全国の自治体との連携を進めてまいります。

- 1 協定の締結日 令和5年1月31日（火）
- 2 締結自治体 茨城県、三重県
- 3 協定の内容 パートナーシップ宣誓制度の宣誓をした方が、両県間で引越しをする際、簡易な手続で宣誓の効果を有効とするもの
- 4 両県の状況

	茨城県	三重県
制度導入年月日	令和元年7月1日	令和3年9月1日
宣誓組数 (R5. 1. 31)	79組	48組
人口 (R2 国調)	2,867,009人	1,770,254人
世帯数	1,184,133世帯	742,598世帯
面積	6,097.54km <sup>2</sup>	5,774.48km <sup>2</sup>

## 【参考】

茨城県におけるパートナーシップ宣誓制度の連携協定の締結状況

- 佐賀県と都道府県間では全国初の連携協定を締結 [R4. 8. 18]
- 岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市と連携協定を締結 [R4. 11. 25]
- 栃木県・群馬県と北関東3県における連携協定を締結 [R4. 12. 20]
- 三重県と連携協定を締結 [R5. 1. 31]

連携協定締結県の状況

	茨城県	佐賀県	栃木県	群馬県	三重県
導入年月日	R1. 7. 1	R3. 8. 27	R4. 9. 1	R2. 12. 21	R3. 9. 1
宣誓組数 (R5. 1. 31)	77 組	15 組	7 組	34 組	48 組
人口 (万人)	286. 7	81. 1	193. 3	193. 9	177. 0
世帯数 (万世帯)	118. 4	31. 7	79. 7	80. 5	74. 3
面積 (km <sup>2</sup> )	6, 097. 54	2, 440. 67	6, 408. 09	6, 362. 28	5, 774. 48